

裁判長
認印



調 書 (決定)

事件の表示	令和3年(行ヒ)第79号
決定日	令和3年9月17日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	三浦 守 菅野 博之 草野 耕一 岡村 和 美
当事者等	申立人 株式会社高島屋 同代表者代表取締役 《氏名》 同訴訟代理人弁護士 長澤 哲也 ほか 相手方 公正取引委員会 同代表者委員長 古谷 一之 同指定代理人 横手 哲二 ほか
原判決の表示	東京高等裁判所令和2年(行コ)第14号(令和2年11月19日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年9月17日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 藤 木 貴 洋